市原市市民会館利用許可等の取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市原市市民会館(以下「会館」という。)の施設の利用の受付、使用料の減免等の取り扱いについて、市原市市民会館条例(平成17年市原市条例第21号。以下「条例」という。)及び市原市市民会館条例施行規則(昭和49年市原市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(利用許可基準)

- 第2条 会館の施設の利用許可の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 大ホール・小ホール・楽屋及びシャワー室
 - ア 文化振興に寄与する催し物その他の事業について、利用を許可する。
 - イ アに掲げる事業のための利用(以下「本番利用」という。)の設営等の準備のため、施設を利用する必要がある場合は、利用を許可する。
 - ウ 練習又はリハーサルのみの利用は、本番利用のない日に限り、これを許可する。 ただし、本番利用の許可を受けている者が、本番利用の当日に練習又はリハーサル を行う場合は、利用を許可する。
 - エ 楽屋及びシャワー室は、大ホール又は小ホールの舞台を利用する場合に限り利用を認め、単独貸し出しは認めない。
 - (2) 会議室・和室・宴会室及び茶室
 - ア 会議、催し物その他の文化振興のための事業について、利用を許可する。
 - イ アに掲げる事業のための利用(以下「本番利用」という。)の設営等の準備のため、施設を利用する必要がある場合は、利用を許可する。
 - ウ 前号イ又はウに付随して利用する必要がある場合は、利用を許可する。
- 2 未成年者が利用する場合は、以下の条件を付し、これを許可する。
 - (1) 未成年者による利用許可申請は、保護者等(保護者又は監督者 1 8 歳以上の者に限る。次号において同じ。)が同意書(別記第 1 号様式)を指定管理者へ提出すること。
 - (2) 中学生以下の者が前号の利用許可を得て、施設を利用する場合は、保護者等が同伴し、利用時の監督を行うこと。

(利用申請の受付)

第3条 次に掲げる事業の利用希望者については、規則第2条第3項ただし書の規定により、同項本文の規定による予約受付開始日より前の日における利用許可申請(以下「期限前申請」という。)を認めるものとする。

- (1) 国、千葉県又は市原市が主催又は共催する事業
- (2) 全国・関東ブロック、県単位で主催される大会、研究会等の行事
- (3) 市内の公私立学校が、音楽、演劇等の事業を行う場合で出演者等の都合によりやむを得ない場合
- (4) 児童福祉法、身体障害者福祉法、障害者総合支援法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び老人福祉法に基づき設立された市内の施設が催し物を行う場合で出演者等の都合によりやむを得ない場合
- (5) 芸術文化振興の立場で開催される行事
- (6) 公的団体(市原市が出資している公益法人・公的団体及び市原市が事務所となっている公益団体)が主催する行事で、相当長期の準備期間を要すると認められる場合
- (7) 指定管理者が事前に市に承認を得た事業計画書に基づく事業(以下「計画事業等」という。)
- 2 前項の規定にかかわらず、利用希望者が条例第15条の規定に基づく使用料の減免を 受けようとする場合は、期限前申請を認めない。ただし、国、千葉県又は市原市が主催又 は共催する事業もしくは計画事業等であって、市長が特に認める場合は、この限りでない。
- 3 期限前申請による利用が、当該歴月の土曜日のうち半数を超えた場合は、その月の土曜日については、以降の期限前申請を認めない。当該歴月の日曜日及び国民の祝日のうち半数を超えた場合についても、同様とする。
- 4 期限前申請については、先着順で利用者を決定する。利用しようとする日の属する月の 12月前の21日 以後に行われる利用許可申請についても、同様とする。

(使用料の後納)

- 第4条 条例第14条第3項ただし書の規定により、次に掲げる利用については、使用料の 後納を認めるものとする。
 - (1) 国、千葉県及び市原市の申請に係るもの
 - (2) 国、千葉県及び市原市が出資している公益法人・公的団体の申請に係るもの
 - (3) 国、千葉県及び市原市が事務局となっている公的団体の申請に係るもの
 - (4) その他特に指定管理者が認めた場合

(使用料の50%減額)

- 第5条 条例第15条の規定により、次に掲げる利用については、使用料の50%を減額するものとする。この場合において、第2条第1項第1号イ若しくはウ又は同項第2号 イ若しくはウの規定により一連の利用を許可したときは、当該一連の使用に係る使用料についても同様とする。
 - (1) 大ホール、小ホール、楽屋及びシャワー室(平日の利用に限る。) ア 学校教育法に基づき設置された市内の学校が、学校教育の目的達成のための行

事に利用する場合(規則第2条第4項に規定する受付開始の日の翌日以降の申請であって、学校長名で申請があったものに限る。)

- イ 児童福祉法、身体障害者福祉法、障害者総合支援法、知的障害者福祉法、精神保 健及び精神障害者福祉に関する法律及び老人福祉法に基づき設立された市内の施 設が、施設の目的達成のための行事に利用する場合(施設長名で申請があったもの に限る。)
- (2) 会議室、和室、宴会室及び茶室。
 - ア 社会教育法に基づく社会教育関係団体が、その目的のために利用する場合

(使用料の免除)

- 第6条 条例第15条の規定により、次に掲げる利用については、使用料の全額を免除する ものとする。この場合において、第2条第1項第1号イ若しくはウ又は同項第2号イ 若しくはウの規定により一連の利用を許可したときは、当該一連の使用に係る使用 料についても同様とする。
 - (1) 大ホール、小ホール、楽屋及びシャワー室
 - ア 市原市の記念式典および市民葬
 - イ 市原市文化祭
 - ウ 計画事業等
 - (2) 会議室、和室、宴会室及び茶室
 - ア 国、千葉県及び市原市が主催し、又は共催する行事に利用する場合
 - イ 学校教育法に基づき設置された市内の学校が、学校教育の目的達成のための行 事に利用する場合
 - ウ 社会福祉法に基づき設置された市内の社会福祉法人が、その目的のために利用 する場合
 - エ 計画事業等

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

		同	意	書				
市原市市民会館指定管理者								
		様						
私は、未成年者である利用申請者の								が下記内容
において市民会館を利用することに同意するとともに、利用申請者本人及びその関係者の責に								
より損害を与えた場合について、すべての責任を負うことに同意し署名します。								
			記					
催事名								
利用施設								
利用日時		年	月	月 ()	時	分	から
		年	月	日 ()	時	分	まで
						年	月	日
(保護者)	氏名 (申請者との関係)							
	住所							
	電話番号							
指定管理者使用欄								